

3 1. 区市町村等からの補助見込書

区市町村等から施設整備費等の補助見込がある場合、提出すること。

○ ○ ○ ○
令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○○ 会
理 事 長 ○ ○ ○ ○ 殿
(設立代表者)

東京都○○区(市町村)長

印

補 助 見 込 書

社会福祉法人○○会の特別養護老人ホーム建設に際し、「○○条例」及び「○○助成要綱」に基づき○○資金として、下記のとおり補助を実施する。

記

- 1 特別養護老人ホームの施設整備費
金 ○○○○○○円
ただし、○○年度 ○○○○円、○○年度 ○○○○円
(○○年度から○○年度において、各年度○○○○円)
- 2 認知症対応型通所介護事業所の施設整備費
金 ○○○○○○円
ただし、○○年度 ○○○○円、○○年度 ○○○○円
(○○年度から○○年度において、各年度○○○○円)

(注1) 補助等に関する根拠規定(条例、規則、要綱等)を添付すること。

(注2) 協議書の提出時点で、区市町村長名の文書が提出できない場合は、所管部長名の文書で構わないが、協議書確定時までには、区市町村長名での見込書を提出すること。

(注3) 原本ではなく、写しを提出すること。

3 2. 令和3年度～令和5年度の決算書

既存施設の運営資金として、年間事業費の12分の1以上を確保していること。

※サービス活動増減差額に赤字の年度がある場合は、当該年度の赤字理由と黒字化へ向けた改善状況について記載し、提出すること（様式任意）

3 3. 預金残高証明書

- (1) 本計画への充当額を有する口座の原本を提出すること（コピー不可）。
- (2) 令和3年～令和6年（第3回は令和4年～令和7年。詳細は、P.48「残高証明書一覧表」内 下段「提出資料」参照。）の指定日付で、同一口座のものを提出すること。
- (3) 3か年分の残高証明書と、それらの金額を口座別に一覧表にまとめたものを添付すること。
- (4) 「預金残高証明書一覧表（記載例）」において、「本計画への充当額」を記載した充当元口座の数は可能な限り限定すること。「3 4. 通帳（写）」に記載のとおり財源の確認のため、指定期間の通帳の写しの提出及び原本確認が必要となり、相当の事務負担が生じるため、充当元口座は慎重に検討すること。
（一覧表は、P.48「残高証明書一覧表」参照）

3 4. 通帳（写）

- (1) 本計画に使用する予定の資金が入金されている通帳について写しを提出すること。
- (2) 通帳の写しは令和3年～令和6年（第3回は令和4年～令和7年。詳細は、P.48「残高証明書一覧表」内 下段「提出資料」参照。）の指定期間の取引が記帳されたページすべて及び表紙等（金融機関名、口座名、口座番号が分かるもの）を提出すること。
- (3) 協議書のヒアリング時には指定期間の通帳の原本確認を行うので、本計画への充当額を有する口座の当該期間の通帳原本をすべて持参すること。
- (4) 建設のための財源と確認された自己資金については、補助金交付後に実施する収入と施工会社等への支払の確認のため、内示前検討委員会までに新施設用の口座にまとめ、当該預金口座からの入出金を履行時まで行わないこと。

残高証明書一覧表

記載例

協議書締切期限の前月末日付のもの
のと、同日付の過去3か年分の残高
証明書を提出すること。

法人名

銀行名	支店名	口座種別	口座番号	本計画への 充当額	預金残高 (円)		
					令和6年10月31日	令和5年10月31日	令和4年10月31日
〇〇銀行	〇〇支店	普通	1111111	200,000,000	278,256,723	195,058,987	187,654,325
		定期	2111111	500,000,000	500,000,000	500,000,000	500,000,000
	××支店	普通	3122222	95,000,000	258,987,655	130,035,678	135,278,314
		定期	3333333	5,000,000	5,500,000	5,500,000	0
△△信用 金庫	△△支店	普通	9876543	42,000,000	113,112,065	255,556,632	253,899,344
		定期	9000088	0	0	5,500,000	5,500,000
合計				842,000,000	1,155,856,443	1,086,151,297	1,082,331,983

協議書提出期限前月末日時点で「11
事業費・資金調達内訳等一覧表」の
法人自己資金を上回るだけの残高証
明書を添付すること。

今回使用する口座に他口座から資
金移動した場合は、元の口座の残
高証明書・通帳の写しも添付するこ
と。

※通帳は審査会前のヒアリング時に原本確認を行う(確実な資金が確認できない場合は、追加で提出を求められることもある。)
資金確認時のポイント・資金は通常の事業運営により積み立てられたものか(借入金や一時的な資金移動などでないか)。

- ・日常の決済に使用している口座の場合、本計画に充当する金額は既存の事業運営に必要な金額を控除したもののか。
- ・担保に入っている定期預金等は自己資金としては認められない。

提出資料	第1回提出分	令和3、4、5、6年の各7月31日付け残高証明書原本(9月6日 〆切) 令和3年7月31日～令和6年7月31日までの通帳の写し(期間中全ページ)(8月2日 〆切)
	第2回提出分	令和3、4、5、6年の各10月31日付け残高証明書原本(12月13日 〆切) 令和3年10月31日～令和6年10月31日までの通帳の写し(期間中全ページ)(11月8日 〆切)
	第3回提出分	令和4、5、6、7年の各1月31日付け残高証明書原本(3月7日 〆切) 令和4年1月31日～令和7年1月31日までの通帳の写し(期間中全ページ)(2月7日 〆切)

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人×××会（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、乙が計画している特別養護老人ホーム（仮称）☆☆☆☆園整備計画について、金▼▼▼▼▼▼円を乙に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を東京都老人福祉施設整備費補助金の内示後1週間以内に行うものとする。

原則

第3条 甲は、当該事業にかかる総経費が減額され又は補助金等が増額された場合であっても第1条にかかる贈与を履行しなければならない。

第4条 東京都老人福祉施設整備費補助金の内示が得られないときは、この契約を無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第5条 甲及び乙は、平成19年2月15日付社援基発第0215002号「社会福祉施設等施設整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」を遵守することとする。

第6条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名 ○○ ○○

実印

乙 住所
社会福祉法人×××会 理事長×× ×× 実印

理事長個人からの寄附の場合、職務代理人との契約とすること。

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、乙の〇〇資金として金〇〇〇〇〇〇〇円、資産として別記目録記載の財産金〇〇〇〇〇〇〇円を乙に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を令和〇〇年〇〇月〇〇日までに行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られず、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 甲及び乙は、平成19年2月15日付社援基発第0215002号「社会福祉施設等施設整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」を遵守することとする。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

令和 年 月 日（注2）

甲 住所
氏名 実印

乙 住所
社会福祉法人〇〇〇会設立代表者（注3）
氏名 実印

注1 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

注2 設立決議により設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請をする日以前の日付とすること。

注3 設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任すること（設立代表者代理人と表記）。

注4 別記目録を作成する場合は、贈与契約書との間に割印を押印すること。

注5 第1条の例：乙の法人事務費として〇〇円…など。

注6 法人設立代表者への寄附に関する税制上の取扱いについては、税務署に問い合わせること。

注7 指定寄附にて行う場合は、別途相談すること。

贈 与 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人〇〇〇会設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇〇会の設立が認可されたときは、同法人の〇〇資金として金〇〇〇〇〇〇円、資産として別記目録記載の財産金〇〇〇〇〇〇円を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

変更不可

第3条 社会福祉法人〇〇〇会の設立の認可が得られないときは、この契約を無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 甲及び乙は、平成19年2月15日付社援基発第0215002号「社会福祉施設等施設整備費に係る契約の相手方等からの寄付金等の取扱いについて」を遵守することとする。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

令和 年 月 日（注2）

甲 住所
氏名 実印

乙 住所
社会福祉法人〇〇〇会設立代表者（注3）
氏名 実印

注1 法人設立認可申請書には契約書原本の写しを添付し、契約書の原本は関係者がそれぞれ保管する。

注2 設立決議により設立代表者に権限を委任した日以降で、法人設立認可申請をする日以前の日付とすること。

注3 設立代表者が贈与する場合は、代理人を選任すること（設立代表者代理人と表記）。

注4 別記目録を作成する場合は、贈与契約書との間に割印を押印すること。

注5 第1条の例：同法人の建設自己資金として〇〇円、運転資金として〇〇円、法人事務費として〇〇円…など。

注6 指定寄附にて行う場合は、別途相談すること。

参考(改正後の通知全文)
社援基発第1005002号
平成17年10月5日
一部改正
社援基発第0215002号
平成19年2月15日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

社会福祉施設等施設整備費に係る契約の相手方等からの
寄付金等の取扱いについて

社会福祉法人が補助事業を行うために締結する契約については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)において、交付の条件として、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないとされているところである。

しかしながら、社会福祉法人が補助事業を行うために締結した契約の相手方等から、社会福祉法人の役員等に不当に資金が還流しているとの疑惑が度々報道されるなど社会福祉法人に対する信頼が損なわれていることは誠に遺憾である。

社会福祉施設の整備事業の相当部分が公費や独立行政法人福祉医療機構からの公的融資により賄われる事業であることに鑑み、事業を行うために締結した契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることは、不当に資金の還流が行われているとの社会的疑惑の基となることから、その取扱いについては下記のとおりとするので、了知の上補助事業を行う管内社会福祉法人等に周知願いたい。

なお、社会福祉法人に対する寄付金については、昭和35年4月25日会発第1312号「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取り扱いについて」に基づき、補助金の交付に当たり、控除すべき寄付金とみなさないものとされてきたところであるが、今回の改正によって、同通知の「控除すべき寄付金とみなさない」とされる寄付金の範囲は交付要綱によって禁止された寄付金以外の寄付金となることを念のため申し添える。

記

- 1 社会福祉施設等施設整備費の交付の条件として、地方公共団体以外の者（以下「社会福祉法人等」という。）が社会福祉施設の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- 2 契約の相手方及びその関係者とは、社会福祉施設の整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、備品納入業者及びその下請け業者とこれら業者の役員をいう。
- 3 寄付金等の資金提供を受けることを禁止するとは、金銭のみならず、有価証券全般についても受領することを禁止するもので、寄付目的などその用途を社会福祉施設の整備事業に限るものではない。また、物品の寄付についても、時計、植樹等の記念品程度のものを除き、社会常識を超えるような高額な物品については禁止する。
- 4 社会福祉法人等が直接、寄付金等の資金提供を受けない場合であっても、次のような場合には実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。
 - (1) 社会福祉法人等に寄付を行う者が、契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
 - (2) (1) 以外の場合であっても、社会福祉法人等の理事、監事、評議員及び職員が契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
- 5 契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていた事実が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引いた額を総事業費とみなし、過大に補助金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した補助金の返還を求めることとする。

37 寄付者に便宜供与しない旨の誓約書（原本）

令和 年 月 日

東京都知事 殿

東京都〇〇市〇〇二丁目〇番〇号
社会福祉法人 〇〇会
理事長 〇〇 〇〇 ⑩

誓 約 書

社会福祉法人〇〇会（以下、「当法人」という。）は、下記施設の整備を行うために当法人に対して寄附を行った寄附者及びその関係者（以下、「寄附者等」という）と契約（寄附者等に対する便宜供与を含む。）しないことを誓約いたします。

上記誓約に違反した場合は、東京都から受ける補助金の全部又は一部を取り消されること（補助金の返還を行うこと）について承諾いたします。

記

- 1 施設名
特別養護老人ホーム〇〇
- 2 整備予定地
東京都〇〇市〇〇三丁目〇番〇

以上

38. 寄附理由書

寄 附 理 由 書

令和 年 月 日

理由（具体的に）

氏 名 _____ 実印

4 0. 寄附者の預金残高証明書

- (1) 本計画への充当額を有する口座の原本を提出すること（コピー不可）。
- (2) 令和3年～令和6年（第3回は令和4年～令和7年。詳細は、P.48「残高証明書一覧表」内 下段「提出資料」参照。）の指定日付で、同一口座のものを提出すること。
- (3) 3か年分の残高証明書と、それらの金額を口座別に一覧表にまとめたものを添付すること。

4 2. 寄附者の役員会議事録（団体の場合のみ）

原本証明を行うこと。

4 3. 寄附者の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（団体の場合のみ）

原本を提出すること（コピー不可）。

4 4. 寄附者の決算書（団体の場合のみ）

直近のものから過去3年分を提出すること。